

令和8年4月7日

浜田市議会議長 様

議員名 柳楽 真智子

## 研 修 受 講 報 告 書

下記のとおり研修を受講したので報告します。

### 記

#### 1. 研修名

- ① 議員が知るべきハラスメントの基礎知識
- ② 議員に求められるネットリテラシー

#### 2. 受講の目的

- ① 浜田市においても、今後カスハラ条例が制定されることとなっている。また、市議会でも特別委員会でハラスメントについて調査・研究を始めていることからその参考とするため。
- ② 議会・議員における SNS 発信は市民への情報発信として重要なものと認識しているが、その方法を誤れば個人への誹謗中傷や個人情報の漏洩にもつながることから、発信の在り方や不適切な発信に対する議会対応を学ぶため。

#### 3. 期間 (移動日を含む)

令和 8 年 3 月 24 日 (火) ①10:00~12:30 ②13:30~16:00

#### 4. 経費 25,000 円

(経費内訳 オンライン研修受講料 25,000 円 )

#### 5. 研修のポイント・議員活動や市政への反映など

- ① 議員は発言や指導が優越的立場と受け取られる可能性を自覚し、言動の適正化を図る必要がある。また、相談体制や防止規程の整備を市政に反映し、職員・議会双方における心理的安全性の確保と組織風土の改善を進めることが重要である。
- ② 議員は発信内容の影響力を自覚し、正確性・公益性・人権配慮を徹底する必要がある。また、自治体としてもガイドライン整備や研修強化を進め、市民への適切な情報提供と信頼性の高い情報発信体制の構築につなげることが求められる。



示や不適切な対応が問題となる可能性がある。さらに、議会は外部からの監視が届きにくく、慣習や文化が温存されやすい環境にあることから、不適切な言動が是正されにくい構造的課題を抱えている。

ハラスメントの判断にあたっては、次のような観点が重要であるとされた。

- 業務上の必要性があるか
- 指導として相当な範囲か
- 言動が継続的・反復的でないか
- 相手の立場や状況に配慮しているか
- 人格否定に至っていないか

判例においても、業務上の目的がある場合であっても、その手段や態様が過度であればハラスメントと評価される可能性が示されており、目的と方法の双方が問われることになる。

### 【所感】

ハラスメントは個人の問題ではなく、組織全体の風土や文化に深く関わる問題であることを改めて認識した。特に議会においては、自由闊達な議論を重視する一方で、その過程において相手の尊厳を損なう言動が生じないよう十分な配慮が必要である。また、被害が表面化しにくい環境が存在する限り、問題は潜在化し続けるため、心理的安全性の確保が重要であると感じた。

今後の対応としては、ハラスメント防止に関する明確なルールの整備に加え、第三者を含めた相談体制の構築、継続的な研修の実施、具体事例の共有など、実効性のある取組みが求められる。特に重要なのは、制度の整備にとどまらず、それが実際に機能する環境を整えることであり、そのためには一人ひとりの意識改革が不可欠である。

ハラスメント対策は、単なるコンプライアンスの問題ではなく、議会の信頼性を維持し、多様な人材が安心して参画できる環境を整えるための基盤である。本研修で得た知見を踏まえ、今後の議会運営のみならず執行部においても実効性のある取組みを進めていく必要がある。

### 【議員に求められるネットリテラシー】

本研修は、インターネット及びSNSの普及に伴い、地方議員や自治体関係者に求められるネットリテラシーと法的留意点について理解を深めることを目的として実施された。研修では、ネットリテラシーの基本概念から、SNSにおける侵害行為の類型、プライバシー権や名誉毀損の法的整理、さらに実際の議員に関する事例まで具体的に示され、実務に直結する内容であった。

まず、ネットリテラシーとは、インターネット上の情報を正しく読み取り、状況に応じて適切に判断し行動できる能力を指すとされている。現在、インターネット利用率は全世代平均で8割を超え、SNSの普及により誰もが情報発信者となる時代となっている。その一方で、炎上や誤情報の拡散といった問題も増加しており、発信者としての責任がこれまで以上に問われている。

年代別に見ると、若年層は利用頻度が高い一方でリスク認識が十分でない傾向があり、中高年層では情報の真偽判断に課題が見られるなど、情報リテラシーの差が存在している。このような状況は一般社会と同様に議会においても当ては

まり、議員としての発信にはより一層の注意が必要である。

SNS における主な侵害行為については、以下のように整理される。

- プライバシー侵害（個人情報・私生活情報の無断公開）
- 名誉毀損・侮辱（社会的評価の低下を招く発信）
- 著作権侵害（無断転載・画像使用）
- 虚偽情報の発信（誤情報・デマの拡散）

これらは一般の利用者にも共通する問題であるが、議員の場合は影響範囲が広く、より慎重な対応が求められる。

プライバシー権については、「私生活上の情報をみだりに公開されない権利」として憲法上の人格権に基づく重要な権利であり、住所・氏名・電話番号だけでなく、個人が特定され得る情報も含まれるとされている。特にインターネット上では情報の拡散性が高く、一度投稿された内容は完全に削除することが困難であるため、投稿時点での判断が極めて重要である。

また、議員などの公人については一定の公開性が認められるものの、その範囲は無制限ではなく、私生活に関する情報や職務と無関係な内容については保護されるべきである。加えて、実名を出していなくても、情報の組み合わせにより個人が特定される場合にはプライバシー侵害となる可能性がある点は、実務上特に注意すべきである。

違法性の判断においては、次の視点が重要であるとされた。

- 公共の利害に関する内容か
- 公益目的で発信されているか
- 内容が真実であるか

これらは報道や SNS 投稿において共通する判断基準であり、感情的・興味本位の投稿は正当化されない。

名誉毀損については、刑法上「公然と事実を摘示し、人の社会的評価を低下させる行為」とされ、事実が真実であっても成立する可能性がある点が重要である。

一方で、以下の条件を満たす場合には違法性が阻却される。

- 公共の利害に関する事実であること
- 公益を図る目的であること
- 内容が真実であること

SNS は不特定多数が閲覧可能であるため、「公然性」が容易に認められ、軽率な投稿が重大な法的リスクにつながることを認識する必要がある。

研修では、実際の事例として、議員による SNS 投稿や個人情報流出の問題が紹介されていた。これらの事例から、個人の発信が議会全体の信頼に影響を与えること、また一度の不適切な投稿が長期的な影響を及ぼすことが明らかであり、発信の重みを強く認識した。

さらに、肖像権については、自身の容貌を無断で撮影・公開されない権利であり、以下の観点から判断されるとされた。

- 個人が特定できるか
- 公開範囲（拡散性）がどの程度か
- 撮影場所や状況
- 本人の同意の有無

視察やイベントの写真を SNS に掲載する際には、写り込みへの配慮が不可欠である。

SNS 投稿にあたっての実務的な留意点としては、次の点が特に重要である。

- 未公開情報や本人が望まない情報は掲載しない
- 個人が特定される可能性を常に意識する
- 情報の真偽が確認できないものは拡散しない
- 他媒体からの転載も責任を伴うことを認識する

これらは基本的な事項であるが、実際の運用においては見落とされがちな点であり、改めて意識する必要がある。

#### 【所感】

本研修を通じて、SNS は有効な情報発信手段である一方で、常に法的リスクと隣り合わせであることを再認識した。特に議員は公的立場にあることから、一般の個人以上に影響力が大きく、その発言は社会的評価や行政への信頼にも直結する。

今後に向けては、議会としてのガイドライン整備や継続的な研修の実施に加え、個々の議員が発信前に自らの内容を点検する意識を持つことが不可欠である。発信の自由を適切に行使しつつ、他者の権利を尊重する姿勢が求められる。以上のとおり、本研修はデジタル時代における議員活動の在り方を再認識する上で極めて有意義であり、今後の実務に活かすべき重要な知見を得ることができた。